

## 11月の手話教室のご案内(定例)

日時：11月9日(木)・11月16日(木)  
10:00~11:00  
場所：倉吉市人権文化センター 内容：日常会話・手話歌



## 日本語学習会 ボランティア募集のお知らせ

倉吉市人権文化センターでは、外国にルーツがある方が安心して日常生活を送ることが出来るように日本語学習会を開催しています。

受講者の皆さんと一緒に日本語を学び、指導していただくボランティアの方を募集します。

申込・問合せ… 倉吉市人権文化センター (☎0858-22-4768)

### 今後の予定

11月	1日	15日
	29日	
12月	13日	
1月(令和6年)	10日	
2月	7日	
3月	6日	27日

※いずれも水曜日 午後7時30分~午後9時

都合がつく日だけの参加でも構いません。  
ご協力よろしくお願いします!



### 安心して生活が出来ますか? 眠れていますか? 食事はとれていますか?

仕事・生活・病気など様々な生活背景によって心配事は絶えません。まずは生活の基である、住む・食べる・寝るといことがとても大切です。不安な状況が続く事があればお気軽にお越しください。電話対応もいたします。

### 差別落書きを見たら! 人権侵害に気づいたら! すぐにお知らせください。

人権侵害や差別落書きは許されない行為です。差別落書きは人の心を傷つけるだけでなく、それを見た人に新たな差別意識を植えつけ、差別を拡大するなど、決して許されるものではありません。みんなで気持ちの良いまちづくりをしていきましょう。

連絡先：倉吉市人権文化センター ☎・FAX (0858)-22-4768



# まじずな

## 倉吉市人権文化センターだより

2023年11月1日 発行 No.154号  
発行所：倉吉市人権文化センター  
住所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2  
電話/FAX：0858-22-4768  
メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

### 10/24(火) 第30回 中部地区高等学校

### 解放研・高校友の会交流会を開催しました!



10月24(火)に第30回 中部地区高等学校 解放研・高校友の会交流会を開催しました。高校生が主体となり、部落解放運動を担う力量を育成するといったねらいのもと、30人近い中部地区の高校に通う生徒が交流を行いました。

今年度の重点テーマは一日を通して本音で話し合い、卒業後もつながる友達を作る、また、交流会で学んだことから新しい発見をし、自分の学校に還元する、そして、自らの持つ人権意識と向き合うことです。

レクリエーションを行い、学校間を超えた交流をした後に、先輩の話から学ぶということで、生徒と同様に、高校生の時に解放研に参加していた2人にお話しを聞きました。

自身の体験や、部落差別に出会った時のこと、また、「部落問題に限らず、当事者だけが声を上げるのはおかしい」「自分が持つ偏見や先入観と向き合うのが人権学習だ」「人権学習のベースとなるのが同和教育だと考えている」といった思いも聞き、参加した生徒もしっかりと話を聞いていました。

分散会では、講演会の感想や、自分自身の体験から身近な人権問題について考え、積極的な話し合いを行う事が出来ました。自分にできることは何なのか、学校や社会を変革していくためにどんな行動を取っていけば良いのかなど、しっかりと話を深めることが出来ました。

今回の交流会を通して、部落問題をはじめとした様々な人権問題への理解を深められただけでなく、これから自分が社会を生きていく上で行動すべき事や、向き合うべき社会の課題について生徒と共に学ぶ事が出来ました。



レクリエーションの様子



しっかり自分達の意見を話し合う事が出来ました!

# とっとり安心ファミリーシップ制度が 10月1日から開始されました！

近年、性の多様性が重視され、誰もが「ありのままの自分でいられる社会」の実現のための取り組みが本格化しています。また、様々な場所で性的マイノリティ（LGBTQ+など）についての学習の場が広がり、社会の認識も深まっています。しかし、未だ性的少数者への偏見や差別は多く存在しており、まだまだ学習が必要です。

鳥取県ではお互いを認め合い、安心して暮らすことが出来る人権尊重のまちづくりを推進し、一人ひとりの個性を認め合うことが出来る社会をめざし、10月1日からとっとり安心ファミリーシップ制度が開始されました。

ファミリーシップ制度って？



お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティのカップルが相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、県がその届出を受理したことを証明する制度です。市町村等と連携しながらサービス提供を行います。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではないため、法律上の効果はありませんが、お二人やそのご家族の意思を尊重するとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指していきます。

**パートナー関係にあるお二人からの届出を鳥取県が受理したことを証明します。  
親や子ども一緒に届け出ることができます。**

まずは鳥取県に申請しましょう。

## 申請・問い合わせ先

とっとり安心ファミリーシップ制度支援窓口  
鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局  
人権・同和対策課(県庁内)  
電話 0857-26-7121  
メール jinken@pref.tottori.lg.jp

申請はこちらから →



## 届出をすることが出来るカップル

- 双方が成人に達していること(18歳以上)
- 双方に配偶者(婚姻届をしていない)人がいないこと
- 双方が届けしようとしている相手以外の人が居ないこと
- 相手が近親者でないこと
- 双方もしくは一方が県内に住所を有しまたは県内に転入を考えている人

# くらし安心ファミリーシップ制度も始まりました

倉吉市でも同日から、一部の行政サービス等を利用される際に、県から交付を受けたファミリーシップ証明書をご提示等いただくと、倉吉市では、同性パートナー、その子またはその親であれば、事実婚に準じた取扱いを行います。

届出受理証明書(携帯用カード含む)の提示等により、行政サービスが利用しやすくなります。



## 倉吉市の利用できる制度・サービス

	制度・サービス	サービスの概要
暮らし	市営住宅の入居	市営住宅にパートナーと入居申請が出来ます。
	住民票	パートナーは、同一世帯の住民票の写しの請求が出来ます。希望があれば続柄を『妻(未届) または夫(未届)』することが出来ます。
	埋火葬の許可申請	パートナーが埋火葬の許可申請をすることが出来ます。
	生活保護	生計同一世帯の場合は同一世帯として申請できます。
障がい者福祉	日常生活用具給付	パートナーが代理申請することが出来ます。
高齢者福祉	緊急通報装置	パートナーが代理申請することが出来ます。
	介護者認定の申請	家族による代理手続きと同様にパートナーからも申請できます。

\*その他いろいろな制度があります。詳しいことは倉吉市役所ホームページをご覧ください。

## 性の多様性を考える

### LGBTQって？

L(レスビアン)・・・女性を好きになる女性  
G(ゲイ)・・・男性を好きになる男性  
B(バイセクシャル)・・・女性も男性も好きになる  
T(トランスジェンダー)・・・心と体の性が一致しない。生まれたときの性と一致しない  
Q(クエスチョニング)・・・特定の枠に属さない人、自分の性的指向や性の自認がはきりしない

LGBTQという言葉はよく知られるようになりました。これは当事者のかた方の意見や行動が社会を変えていく方向に向き出したからです。しかし、言葉を知ったからと言って差別や偏見が無くなったというわけではありません。当事者のみなさんは、ありのままの自分でありたい、社会の中で安心して暮らしたいと願っています。一人ひとりが自分とは関係ないと思えるのではなく、自分も社会の中の一人であることに気づき、理解を深めていきましょう。